監査論

—— 【科目別講評】 —

問題数は前回試験と同じ20間であるが、記述が長いものがいくつか織り込まれている(ただし、制限時間内に解答することが困難となるほどの影響はない。)。一方、内容的には、難度の高い問題も一定程度見られるものの、その割合は若干減少したように思われる。判断に悩む出題も多かったかもしれないが、少なくとも誤り1つは気付けるような出題も多いため、合格を目指す上では13間程度は得点しておきたい。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	В	公認会計士による財務諸表監査の歴史
問題 2	5 点	A	財務諸表監査における固有の限界
問題 3	5 点	В	公認会計士法
問題 4	5 点	A	金融商品取引法監査制度
問題 5	5 点	В	会社法上の会計監査人及び監査役
問題 6	5 点	В	四半期レビュー
問題 7	5 点	A	内部統制監査
問題 8	5 点	В	内部統制監査の監査報告書
問題 9	5 点	В	監査に関する品質管理基準
問題10	5 点	В	財務情報等に係る保証業務
問題11	5 点	С	監査基準
問題12	5 点	В	一般基準
問題13	5 点	Α	監査証拠
問題14	5 点	В	財務諸表の重要な虚偽表示リスクと内部統制
問題15	5 点	В	専門家の業務の利用
問題16	5 点	В	監査調書
問題17	5 点	С	後発事象等の監査
問題18	5 点	В	財務諸表監査における意見表明
問題19	5 点	В	監査における不正リスク対応基準
問題20	5 点	С	比較情報の監査

 問題 1
 正解
 4
 難易度
 B

【出題内容】

公認会計士による財務諸表監査の歴史

【解 説】

ア. 誤

計理士に対する公認会計士の資格の付与は特例試験等に基づいており、無条件ではない。

- イ. 正
- ウ. 正
- エ. 誤 公認会計士法34条の10の6第8項参照

有限責任監査法人では,指定を受けた社員が自ら関与・執行した監査証明について無限責任 を負うこととされる。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 2
 正解
 1
 難易度
 A

【出題内容】

財務諸表監査における固有の限界

【解 説】

- ア. 正 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 A 44項参照
- イ. 正 同報告書A45項参照
- ウ. 誤 同報告書A46項参照

監査実施のための十分な時間と資源を利用できる場合であっても、監査手続の性質を原因と する監査固有の限界が生じる。

工. 誤 同報告書A47項参照

監査手続の費用の問題は、心証を形成するに至らない監査証拠に依拠したりする理由とはならない。

 問題 3
 正解
 5
 難易度
 B

【出題内容】

公認会計士法

【解 説】

ア. 誤 公認会計士法29条,30条2項参照

登録の抹消という懲戒処分を受けることがあるのは、虚偽証明が故意による場合であって、 相当の注意を怠ったことによる場合ではない。

- イ. 正 同法30条1項参照
- ウ. 誤 同法32条1項参照

公認会計士が、故意に虚偽証明をしたと思料される場合には、当該財務書類を利用した投資 家に限られず、誰でも内閣総理大臣に対してその事実を報告し、適当な措置をとるべきことを 求めることができる。

エ. 正 同法31条の2第2項1号参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

 問題 4
 正解
 4
 難易度
 A

【出題内容】

金融商品取引法監査制度

【解 説】

- ア. 誤 金融商品取引法24条の4の4第1項,同法施行令4条の2の7第1項参照 内部統制報告書の提出が義務付けられているのは、上場会社等に限られる。
- イ. 正 同法 193条の2第1項1号参照
- ウ. 正 同法 193 条の 3 第 2 項参照
- エ. 誤 同法 193条の2第1項参照

監査証明の対象となるのは、「経理の状況」に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に限られ、「事業の状況」に記載されている財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の部分は含まれない。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 5
 正解
 4
 難易度
 B

【出題内容】

会社法上の会計監査人及び監査役

【解 説】

ア. 誤 会社法396条3項参照

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社の業務 及び財産の状況を調査することができる。

- イ. 正 会社計算規則 126条1項3号参照
- ウ. 正 会社法 381 条 2 項参照
- 工. 誤 会社法施行規則 105条4項参照

監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該株式会社の親会社その他これに相当 する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 6
 正解
 1
 難易度
 B

【出題内容】

四半期レビュー

【解 説】

- ア.正 四半期レビュー基準・第二 実施基準2参照
- イ. 正 同基準・第二 実施基準5参照
- ウ. 誤

通常四半期レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。

工. 誤 同基準·第三 報告基準6参照

四半期レビュー基準上,結論に関する除外事項を付した限定付結論を表明する場合には,別に区分を設けて,修正すべき事項及び「可能であれば」当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならないとされる。

 問題 7
 正解
 4
 難易度
 A

【出題内容】

内部統制監査

【解 説】

- ア. 誤 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅲ2参照 内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人により実施され、両監査の業務執行社員は同 一でなければならない。
- イ. 正 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の設定前文二(4)参照
- ウ. 正 同基準Ⅲ4(1)②ハ参照
- エ. 誤 同基準の改訂前文二(1)参照

監査人は、設問のような被監査会社からの相談等に対しては、監査人として適切な指摘を行うなどいわゆる指導的機能を適切に発揮することとなる。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 8
 正解
 1
 難易度
 B

【出題内容】

内部統制監査の監査報告書

【解 説】

- ア. 正
- イ. 正
- ウ. 誤

評価範囲に含めるべきであると監査人が判断した内部統制について,評価範囲に含めずに内部統制評価が実施されている場合には,監査範囲の制約として扱うことになるため,意見に関する除外事項がある場合の対応である不適正意見を表明する原因とはならない。

工. 誤

経営者が内部統制報告書において内部統制の評価結果を表明できない旨を記載している場合 には、監査人は、意見を表明してはならない。

 問題 9
 正解
 6
 難易度
 B

【出題内容】

監査に関する品質管理基準

【解 説】

- ア. 誤 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」47項(3)参照 審査担当者は、審査を担当した監査業務の定期的な検証を実施してはならない。
- イ. 誤 同報告書A37項参照

審査の方法や内容等を簡素化することが認められているのは、大会社等以外の審査に限られ、 公認会計士法上の大会社等である場合の簡素化は認められていない。

- ウ. 正 同報告書FA42-2項参照
- 工. 正 同報告書 F 26-2項, F A 17-2項参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

 問題10
 正解
 6
 難易度
 B

【出題内容】

財務情報等に係る保証業務

【解 説】

ア. 誤 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書-4参照 財務情報等に係る保証業務の範囲には、公認会計士法に規定する監査又は証明業務が含まれる。

イ. 誤

保証業務に利用する規準が特定の利用者にのみ利用可能な場合であっても、保証報告書において積極的形式による結論の報告は禁じられない。

- ウ. 正 同意見書二3(3)参照
- 工. 正 同意見書四4参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

問題11 正解 4 難易度 C

【出題内容】

監査基準

【解 説】

ア. 誤

「監査基準」は、当初米国の監査基準書を範として設定されたものであり、国際監査基準を 範として設定されたものではない。

- イ. 正
- ウ. 正
- 工. 誤

監査実施準則及び監査報告準則は、平成14年に監査基準が全面改訂された際に廃止されており、国際監査基準に関するクラリティ・プロジェクトの完了は、それより後である。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題12
 正解
 3
 難易度
 B

【出題内容】

一般基準

【解 説】

ア.正 四半期レビュー基準の設定前文二1参照

イ. 誤

守秘義務は「監査基準」が設定された当初から規定されていた。

ウ. 誤 監査基準の平成14年改訂前文三2参照

監査人の適格性、独立性及び正当な注意に関する規定については、例えば、平成14年の改訂において、専門的能力の向上と知識の蓄積に努めること、独立の立場に疑いを招く外観を有してならないこと、職業的懐疑心を保持することが明確化されており、「監査基準」の設定当初から改訂されている。

工. 正

問題13 正解 6 難易度 A

【出題内容】

監査証拠

【解 説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書 500 「監査証拠」A 8 項参照

複数の情報源から入手した監査証拠に矛盾がない場合には、個々に検討された監査証拠から 得られる心証よりも確かな心証が得られるため、両者の心証の確からしさには、相違がある。

イ. 誤 同報告書A1項参照

情報がないことそれ自体も監査証拠となる場合がある。

- ウ. 正 同報告書A4項参照
- 工. 正 同報告書A 2 項参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

 問題14
 正解
 2
 難易度
 B

【出題内容】

財務諸表の重要な虚偽表示リスクと内部統制

【解 説】

- ア. **正** 監査基準委員会報告書 315 「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの 識別と評価」26項参照
- イ. 誤 同報告書15項参照

監査人は、設問の状況において、企業のリスク評価プロセスに関する内部統制の重要な不備 かどうかを判断することが要求されているが、必ずしも内部統制の重要な不備として識別しな ければならないわけではない。

- ウ. 正 同報告書29項、同報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」7項参照
- エ. 誤 同報告書 315 「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 11項参照

財務報告に係る内部統制が全て監査に関連するとは限らないため、財務報告に係る内部統制 の全てを監査に関連する内部統制として理解しなければならないわけではない。

問題15 正解 6 難易度 B

【出題内容】

専門家の業務の利用

【解 説】

- ア. 誤 監査基準委員会報告書 620 「専門家の業務の利用」 8 項参照 監査人の雇用する内部の専門家であっても、必要な適性、能力及び客観性を備えているかど うかを評価しなければならない。
- エ. 誤 同報告書A24項参照 専門家との合意は、適切な場合には書面によることがあるが、書面によることが義務とされ ているわけではない。
- ウ. 正 同報告書A41項参照
- 工. 正 同報告書A40項参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

問題16 正解 1 難易度 B

【出題内容】

監査調書

【解 説】

- ア. 正 監査基準委員会報告書 230 「監査調書」 8 項, A13項参照
- イ. **正** 同報告書A 7 項参照
- ウ. 誤 同報告書15項参照 監査人は、監査報告書日後に監査調書に追加あるいは変更を加えることがある。
- 工. 誤 同報告書A15項参照

矛盾した情報への監査人の対応として既存の文書を修正する際には、必ずしも修正前の文書 を残すことを要しない。

 問題17
 正解
 3
 難易度
 C

【出題内容】

後発事象等の監査

【解 説】

ア. 正

イ. 誤 監査基準委員会報告書 560 「後発事象」 4 項(3)参照 後発事象は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいい、監査報告書日 後に監査人が知るところとなった事実を含まない。

ウ. 誤

修正後発事象は、財務諸表に表示される事項であるため、追記情報として記載されることが あるとしても、強調事項区分に記載されるべきものであり、その他の事項区分に記載されるこ とはない。

工. 正 同報告書13項参照

 問題18
 正解
 3
 難易度
 B

【出題内容】

財務諸表監査における意見表明

【解 説】

- ア. 正 監査基準の平成14年改訂前文三9(1)②参照
- イ. 誤 監査基準委員会報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」26項参照

監査人は、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できず、監査意見を表明しない 場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査を行った旨を記載しなければならない。

ウ. 誤 同報告書 720 「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連 する監査人の責任」 9 項参照

本記述の状況における監査上の対応としては、以下のいずれかを行うものとされ、必ず無限 定意見を記載した監査報告書を発行しなければならないわけではない。

- (1) 監査報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
- (2) 監査報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合,監査契約を解除する。
- 工. 正 同報告書 580 「経営者確認書」19項参照

 問題19
 正解
 5
 難易度
 B

【出題内容】

監査における不正リスク対応基準

【解 説】

ア. 誤 同基準第二・10参照

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別している場合には、監査における不正リスク対応基準に準拠した監査を実施する必要がある。

- イ. 正 同基準の設定前文二3(3)参照
- ウ. 誤 同基準の付録2.3参照

重要な取引に関して証拠となる重要な文書を紛失している状況は、あくまで不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の一例に過ぎず、当該状況において直ちに不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断して対応することは要求されない。

エ. 正 同基準第二・18参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題20 正解 1 難易度 C

【出題内容】

比較情報の監査

【解 説】

- ア. 正 監査基準委員会報告書 710 「過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表」10項参照
- イ. 正 同報告書11項参照
- ウ. 誤 同報告書15項参照

監査意見が異なる理由は、強調事項区分ではなく、その他の事項区分で記載することになる。

工. 誤 同報告書17項参照

本記述の場合,監査人は,当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役等に報告するものとされるが,前任監査人に報告することは要求されていない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。